

京都市教育委員会教育長訓令甲第6号

学 校

幼 稚 園

教育機関

防火管理者の設置に関する規則施行規程の一部を次のように改正する。

平成27年3月27日

京都市教育委員会

教育長 生田義久

別表幼稚園の項を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)